

吉見町水道事業給水条例
別表第1(第5条の2関係)

令和元年10月1日より(消費税10%)

区分	加入金の額(1給水装置につき)
口径 13ミリメートル	165,000円 内消費税 15,000円
口径 20ミリメートル	220,000円 内消費税 20,000円
口径 25ミリメートル	550,000円 内消費税 50,000円
口径 30ミリメートル	880,000円 内消費税 80,000円
口径 40ミリメートル	1,650,000円 内消費税 150,000円
口径 50ミリメートル	3,300,000円 内消費税 300,000円
私設消火栓、消防用に使用するもの	220,000円 内消費税 20,000円
口径 75ミリメートル	管理者が別に定める。

※改造による増径は、既存メーターとの差分を加入金として納付いただきます。
また、減径による還付はありません。